

令和 7 年国勢調査佐賀県広報業務委託 企画コンペ実施要領

1 委託業務名

令和 7 年国勢調査佐賀県広報業務

2 業務目的

国勢調査は、統計法において、我が国の人口・世帯の状況を明らかにする基本的かつ最も重要な統計として位置づけられており、その調査結果は多くの法令や施策、学術研究や市場分析に広く活用され、社会経済の発展を支える情報基盤となる。

国勢調査の円滑かつ正確な実施のためには、本県の実情を鑑み効果的な広報を展開する必要がある。そうした情報発信について豊富なノウハウを有する民間事業者の企画提案による広報を実施することにより、広く県民の理解を得て、回答意欲を促すことを目的とする。

3 業務委託の内容

別添「令和 7 年国勢調査佐賀県広報業務 仕様書」のとおり

4 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 30 日

5 委託上限額

9, 00 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

6 委託料の支払い

委託業務完了後の精算払い

7 参加要件

- (1) 県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (2) 過去、同種の業務の実績を有していること。
- (3) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (4) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、経験豊かなノウハウや技術を有していること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき参加資格の受付がなされているものは除く。）でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (7) 企画競争の日の 6 か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りにした者でないこと。

- (8) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (9) 県税の滞納がないこと。
- (10) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

8 募集方法

県ホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

9 実施方法

企画コンペ方式により、受託事業者を決定する。なお、企画コンペは、企画書及びプレゼンテーション等について審査するものとする。

(1) 事前説明会

事前説明会は行わない。

(2) 企画コンペ参加申込書等の提出

- ア 提出物 ①企画コンペ参加申込書 1部（別紙様式1）
 - ②会社概要 6部（任意様式）
- イ 提出期限 令和7年5月26日（月）17時まで
- ウ 提出場所 佐賀県 政策部 統計分析課 調査分析第一担当
〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59
- エ 提出方法 持参又は郵送（必着）（送付に当たっては、配達記録が残る方法とすること。）
- オ 参加資格の確認 参加資格の確認結果は、令和7年5月28日（水）までに通知する。

(3) 企画書等の提出

- ア 提出物 ①企画書 原本1部、コピー5部（任意様式）
 - ※企画書には、過去3年間の佐賀県関係機関や民間企業の広報実績、本業務委託に係る人員体制を明記すること。
- ②見積書 原本1部、コピー5部（任意様式）
 - ※見積書には企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。
- イ 提出期限 令和7年6月25日（水）12時まで

ウ 提出場所 佐賀県 政策部 統計分析課 調査分析第一担当

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59

エ 提出方法 持参又は郵送(必着)(送付に当たっては、配達記録が残る方法とすること。)

(4) 企画コンペ(プレゼンテーション・審査会)の開催

ア 日時 令和7年7月1日(火)

※ 各参加者の開始時間については、令和7年6月25日(水)17時までに連絡する。

イ 場所 旧自治会館10号会議室

ウ 備考 プロジェクター等の使用を希望する場合は、用意するので、前日までに連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

(5) 審査

ア 審査員は、別表「審査基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。

なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

イ 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

ウ 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

(6) 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高いものを最優秀提案者とする。なお、評価点が最も高い参加者が複数いる場合は、審査委員で協議のうえ、審査委員長が決定する。

10 実施スケジュール(予定)

(1) 県ホームページでの公募開始 令和7年5月12日(月)

(2) 企画コンペ参加申込書等提出期限 令和7年5月26日(月)17時まで

(3) 企画書等の提出期限 令和7年6月25日(水)12時まで

(4) 企画コンペ審査会 令和7年7月1日(火)

(5) 審査結果通知(予定) 令和7年7月2日(水)

11 留意点

(1) 委託業務の内容については、最終的に、県と受託業者が協議を行い、決定する。

(2) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲において複製する場合がある。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 当該企画コンペ参加に係る経費は、すべて参加者の負担とする。

(5) 提出する企画案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

(6) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

(7) 主催者より提供する資料以外は、独自で入手等を行うこと。

- (8) 企画に際して、作成委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (9) 本業務の成果物の著作権は、佐賀県に属する。
- (10) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (11) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結できない。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (12) 企画コンペについての問い合わせは、電話、ファクシミリ、メールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。
- (13) 本企画提案の参加により、佐賀県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

12 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

(2) 失格要件

- 次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。
 - ア 提出日に遅れた場合
 - イ 参加する資格のない者が行った場合
 - ウ 本件企画コンペ手続について不正行為を行った場合
 - エ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
 - オ 1人で2以上の提案をした場合
 - カ 代理人でその資格のない場合
 - キ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
 - ク 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(3) 企画コンペ手続の中止

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。
 - ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行するこ

とができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

13 問い合わせ先

佐賀県 政策部 統計分析課 調査分析第一担当 岸川、松尾、黒田

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59

TEL : 0952-25-7184 FAX : 0952-25-7298

メール toukeibunseki@pref.saga.lg.jp